

平成30年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成30年8月23日（木）午後1時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

## 1. 開 会

○事務局（榎地域振興部長） 本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、平成30年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、札幌市市民文化局地域振興部長の榎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

現在の委員によります審議会は昨年度から3回目となりますけれども、配付資料の確認や留意事項等について説明する必要があるがございますので、しばらくの間、私が進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

## 2. 局長挨拶

○事務局（榎地域振興部長） それでは、開会に当たりまして、札幌市市民文化局長の高野より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○高野市民文化局長 皆様、こんにちは。市民文化局長の高野でございます。

本日は、大変ご多忙の中、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。特に、女性委員の皆様には、審議会の部会である女性の防犯検討会議にもご参加いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

当審議会につきましては、昨年の8月から第5期目に入ったということで、現委員の皆様におかれましては、任期が2年目となりますけれども、引き続き、札幌市の防犯対策についてお力添えのほど、よろしくお願いたします。

最近の札幌市の犯罪情勢でございますけれども、市内における刑法犯認知件数につきましては年々減少しております、昨年はピーク時の約3割ということで、本年につきましても減少傾向にあります、相変わらず、高齢者を狙った振り込め詐欺や子どもや女性に対する声かけ、わいせつ事案などが多発しているという状況でございます。

こうした情勢の中で、札幌市では、地域における防犯活動の推進や市民意識の醸成といった取り組みを計画的に進めておりますけれども、本年度は、昨年度の審議会でもいろいろご意見をいただきましたけれども、防犯カメラの設置促進にかかわる事業をいよいよ本格的に始めたところでございます。

今回の審議会におきましては、女性の防犯ハンドブックの作成、あるいは、防犯及び更生保護にかかわる功労者表彰などについてご審議をいただきたいと考えておりますけれども、委員の皆様には、ぜひさまざまな見地から忌憚のないご意見、ご提案をいただきたいと思っております。

結びになりますけれども、この会議が有意義で実りあるものとなることを心からご期待し、また、委員の皆様のみますますのご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（榎地域振興部長）　ここで、高野は他の公務がございますので、退席させていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

◎事務局連絡事項

○事務局（榎地域振興部長）　次に、事務局から本日の資料並びに留意事項についてお話させていただきます。

○事務局（池田区政課長）　地域振興部区政課長の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、最初に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料は、まず座席表、次第、それから、資料1として札幌市内の犯罪情勢というカラー版が1枚、資料2-1として第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の実施状況、資料2-2として札幌市における犯罪被害者支援の取り組みについて、資料3として安全で安心な公共空間整備促進事業、いわゆる防犯カメラについての資料、資料4として女性の防犯検討会議開催結果報告及び女性の防犯ハンドブック案、こちらは小さい冊子になっているものがございます。それから、資料5-1の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり功労者表彰について、資料5-2の防犯部門候補者一覧及び推薦調書、同じく資料5-3の更生保護部門の候補者一覧及び推薦調書、最後に、資料6として札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正についてとなっております。

皆様、おそろいでしょうか。

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の選考に係る選考調書につきましては、本日、ご審議の後、回収させていただくため、お持ちいただくようご案内しておりましたけれども、お忘れの方はいらっしゃいませんか。

続きまして、この会議の留意事項ですが、本審議会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合におきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日、國本委員はご出席の予定で、後ほど到着する予定でございます。現在のところ、13名中9名のご出席がございますので、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3号に基づく定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。それにより、この会議は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

○事務局（榎地域振興部長）　それでは、審議会規則に従いまして、ここから先の進行につきましては、吉田会長にお願いしたいと思います。吉田会長、よろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

○吉田会長 これから、吉田から議事進行をさせていただきます。

次第2に入りますが、1点ご了承くださいたいと思います。

次第5の(1)平成30年度表彰候補者の選考とありますが、個人情報にかかわるため、審議会は非公開にさせていただきたいので、その点につきまして、皆様のご了承をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、早速、次第2につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(西中地域防犯担当主査) 私からは、札幌市内の犯罪情勢について説明させていただきます。

お手元の資料1、札幌市内の犯罪情勢をごらんください。

資料1、札幌市内の刑法犯認知件数の推移についてでございますが、赤色の折れ線グラフが北海道内の刑法犯認知件数をあらわしており、青色の棒グラフは札幌市内における刑法犯認知件数をあらわしたのになっております。

ごらんいただいておりますとおり、刑法犯認知件数については、北海道、札幌市ともに減少傾向が続いております。本年も6月末現在で減少傾向にありまして、札幌市におきましては、6月末現在で861件、約14.1%の減少となっている状況でございます。

続いて、資料2、札幌市内における刑法犯の包括罪種別認知件数の内訳になります。

円グラフにあらわしておりますとおり、札幌市内では窃盗犯の認知が最も多くなっており、全体の約65%を占めている状況でございます。窃盗犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯は本年は減少傾向にありますけれども、凶悪犯は増加している状況でございます。

続いて、資料3の振り込め詐欺の認知状況になります。

平成29年中はオレオレ詐欺の多発によりまして、平成28年と比較しますと認知件数、被害額ともに大幅増加となりましたが、本年の認知件数については25件減少している状況でございます。しかしながら、本年につきましては、オレオレ詐欺にかわって架空請求詐欺、還付金詐欺が多発しており、被害額は1億1,880万円ということで、約1,500万円増加している状況です。

最後に、資料4の子どもに対する前兆事案の状況です。

前兆事案と申しますのは、誘拐や性犯罪といった凶悪犯罪の前兆と見られる声かけ、つきまとい事案などを言いまして、こちらの表につきましては、札幌市内における13歳未満の子どもに対する前兆事案の認知件数をあらわしたのになっております。

前兆事案につきましては、年々増加傾向が続いておりましたが、本年6月末時点では認知件数は172件ということで、前年と比べて80件の減少となっている状況です。

以上で札幌市内の犯罪情勢の説明を終わらせていただきます。

○吉田会長 ただいまのご説明にご質問やご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、次第3の札幌市の取り組みについての(1)に移ります。事務局からご説明をお願いします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 市民文化局区政課地域防犯担当の後藤と申します。

こちらは、私からご説明申し上げます。

資料2-1をごらんください。

第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の実施状況ということでご紹介しております。本計画につきましては、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現を基本目標に二つの成果指標と三つの達成目標を掲げておりまして、市民意識調査などによって数値を把握し、当審議会や年度末に開催されます協議会の場において公表するとしているものでございます。

まず、1番目の成果指標及び達成目標の状況についてからご紹介したいと思います。

全体の成果指標は、一つ目の指標としまして、犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合を掲げておりまして、平成31年の目標値で75%となっておりますところ、平成29年度時点で68.5%となっております。もう一つの指標である地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合としまして、目標値25%に対して平成29年の時点で19.2%となっております。1番目につきましては、目標値から約6.5ポイント、2番目につきましては5.8ポイントということで、約6%前後の差になっております。

それでは、2ページ目に移りたいと思います。

こちらは、基本方針の達成目標を書いておりまして、三つの基本方針、後ほど計画の構成にも出ておりますが、この基本方針に沿って達成目標を三つ掲げている状況でございます。

このうち、一つ目の基本方針である、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高めるという方針ですが、達成目標としまして防犯講習、出前講座などの実施件数を掲げておりまして、目標値を年間60回と定めておりますところ、平成29年度では計72回開催しております。

二つ目の基本方針でありますみんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくとありますが、達成目標を地域安全サポーター登録数ということで事業者数を数値としてはかることとしており、目標値700件としておりますところ、平成29年度時点で1,794件で目標を達成している状況です。

最後の基本方針としまして、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるということですが、達成目標は子ども110番の家の登録件数ということで掲げております。目標値は2万件ということで掲げておりますところ、平成29年度時点で8,02

3件となっております。

背景としましては、加入されている世帯のお子さんが小学校を卒業した後に脱退されたり、110番の家を既に実施されていらっしゃる学校や町内会は、引き続きみずからのルールでやっていきたいという考えで実行されているところも多くございまして、伸び悩んでいる状況ではございます。引き続き、各団体の皆様に対して呼びかけをしていきたいと考えております。

続きまして、3ページ目に移りまして、計画の構成をご紹介します。

詳しい中身につきましては、4ページ以降をご紹介しますけれども、構成を簡単にご紹介しております。

一つ目の基本方針として、自らの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高めるということで、防犯意識を高める広報啓発、情報発信を初めとした五つの項目をもとに構成しております。

二つ目は、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくるです。地域の防犯活動を応援、促進したり、協働による連携体制の充実などがありまして、合計六つの項目を掲げております。

最後に、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるです。犯罪の防止に配慮した公共施設の整備、市民みずからが行う環境整備の促進といったハード面・ソフト面を含めた環境の安全性ということで、合計五つの項目に分かれております。

こちらを4ページ以降で詳しくご紹介しておりまして、基本方針1から関連する主な施策をご紹介します。

時間の関係上、全てをご紹介しますことはできませんが、主なものについて簡単にご紹介できればと思います。

まず、基本方針1の関係ですが、例えば、基本施策3に子どもの防犯力の育成ということで実施しているものがございます。こちらは新規に行った取り組みでございまして、子ども向け防犯絵本の作成と配布を行っております。先ほど、犯罪情勢のご紹介にもありましたとおり、子どもに対する前兆事案の認知状況が年々高まっている状況で、今までは小学校の新1年生を対象にしたハンドブックを作成してお配りするという取り組みを行っていましたが、さらに裾野を広げるべきではないかということで、小学校に入学する前の幼稚園児、市立幼稚園や保育園、認定こども園などに通園する5歳児のお子様に対して、ぬり絵型の絵本を作成して配布しております。

5ページ目に移りまして、基本施策4は防犯力を高める情報の発信としまして、女性の防犯啓発の活動についてご紹介しております。

こちらは、交通局と合同で行っている取り組みで、2年前から実施しておりますけれども、地下鉄の駅構内などを中心に女性の方にチラシやウエットティッシュなどを用意して、注意を呼びかけるという取り組みを行っております。

続きまして、基本方針2のみんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちを

つくるのご紹介に移ります。

冒頭でもご紹介しました地域安全サポーターズ制度の登録事業の推進ということで、事業の傍ら、防犯活動に携わっていただける事業者を募集しており、こちらの事業者の皆様にはパトロール用のステッカーや試供品を提供するとともに、取り組みにつきましてはホームページ上でご紹介させていただく内容になっております。

6 ページ目に移りまして、基本施策 2 に防犯活動団体ネットワーク会議・情報交換会を載せております。

実際に地域で子どもの見守り活動やパトロール活動などを実践していらっしゃる地域の担当者の情報共有や交換、あるいは、研修としてスキルアップや活動継続のための意欲高揚を図るといった取り組みを行っておりまして、各区に分かれて独自に実施しているものでございます。

取り組みの一例として主なものを四つご紹介しておりまして、子どもを見守りネットワーク会議を中央区が実施していたり、東区での安全安心なまちづくり区民協議会という形でいろいろな取り組みを行っているものでございます。

最後に、7 ページ目の基本方針 3、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるというものでございます。

冒頭、基本施策 1 にございますとおり、市の施設の街路灯の整備、市設駐輪場の安全対策といったハード面の取り組みのほかに、いわゆる割れ窓理論に基づいた環境美化活動ということで、北 1 条オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦や、8 ページ目でご紹介しております街路灯の補助金の交付なども含め、各区の地域の特徴を生かした環境美化活動を行っております。例えば、東区ではアマとホップのフラワーロード事業、厚別区の国道 1 2 号線花いっぱい運動、西区のアダプトプログラムという形でそれぞれ実施している状況でございます。

最後に、基本施策 6 としまして、犯罪被害者等への支援を掲げております。

こちらの計画では、犯罪防止ということで犯罪に遭わないための取り組みを中心に行っておりますが、それと同時に、実際に犯罪被害に遭われた方への支援も掲げておりまして、札幌市につきましては、総合的相談対応窓口を設けて、被害者からのご相談や対応窓口の紹介を行っております。

なお、これまでは男女共同参画課で所管しておりましたところ、今年度からは総合的案内窓口を区政課の地域防災担当が行っておりまして、女性の性暴力被害の関係につきましては引き続き男女共同参画課が所管するという形で分担しております。

性暴力被害の取り組みにつきましては、資料 2-2 で別途ご用意しております。お配りした内容に基づいてご確認いただければと思います。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上です。

○吉田会長 ただいまのご説明に対してご質問などはございませんか。

○異委員 資料 2-1 の 2 ページ、基本方針の達成目標 3 で、子ども 1 1 0 番の家登録件

数の目標値が2万件になっているのに対し、4年間で8,000件しか達成していないということです。この目標値は、もともとどのようなことを根拠に立てられているのかということと、あと1年しかないと思いますが、これから2万件に向けてどういった取り組みを行う予定でいるのか、お聞かせください。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） まず、一つ目の質問にありました目標値の考え方でございます。

110番の家支援事業を実施する前に、まちづくりセンターを通しまして各地域に調査を行いまして、110番の家を実施している団体があるかどうか、実施している場合には何件登録されているかといった調査をしました。その数値に基づいて2万件という数字を掲出したところでございます。

今後の取り組みですけれども、現在、110番の家に登録していただいているところは約8,000件程度ですが、市に登録せず独自に110番の家として実施している団体も多数ございますので、そういったところに改めて働きかけをしていくとともに、110番の家を実施していない地域につきまして、別途、周知をかけていきたいと考えております。

○吉田会長 そのほかにご質問はございますか。

○國本委員 資料2-1の1ページ目の全体の成果指標についてお尋ねします。

平成28年から29年度に前年の増減がマイナス12ポイント、マイナス3ポイントありますが、何でこんなにマイナスになったのか、説明では見えてこなかったもので、ご説明をお願いします。また、減った部分についてどのような取り組みをしていくのかということもあわせてお願いしたいと思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） まず、平成28年から29年の数値の変動ですが、こちらの数値の出し方としては、毎年12月ごろに市民の声を聞く課という部署で行っております市民意識調査に基づいて調査をしております。市内の5,000世帯を無作為に抽出して質問に対する回答をいただくという調査を行っているのですが、無作為抽出で選んでいるところですが、どういう理由で大きく変わったのかにつきましては正確に把握しておりません。あくまでも無作為抽出による結果という内容でございますので、どこで大きく変わったのかについては原因が特定できていない状況です。

今後の取り組みですけれども、成果指標に基づきまして各事業を引き続き推進ないし強化をしていって、成果につなげていきたいと考えております。

○吉田会長 そのほかにご質問はございますか。

今の質問に関連して、市民の地域調査を毎年されているということですが、質問事項の書きぶりは変わっていないのですか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 質問内容、カテゴリー、調査方法\*も全て同じで行っております。

---

\* 調査方法について確認した結果、平成28年はアンケートを郵送する方法でしたが、平成29年はインターネットにて調査を行ってまいりました。質問内容に変更はありません。

○吉田会長 ほかにご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、次第3の(2)札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 資料3をごらんください。

安全で安心な公共空間整備促進事業の補助事業分についてご紹介しておりまして、防犯カメラの設置補助事業のご紹介となっております。

この中身については、前回の審議会でご説明しましたので、本日は、その後の申請状況についてご報告したいと思います。

この補助事業につきましては、ことしの6月から各町内会の皆様を対象に募集を開始したところで、随時、受け付けを行っているところでございます。

中身としては、上から順番に、本市への申請が整った団体、次に、申請に向けて警察との協議を行っている団体、最後に、設置に向けた検討を始めて区に相談を行っている団体というふうに分かれております。

申請に当たりましては、警察を初めとした関係機関への手続、例えば、道路上への設置であれば土木センター、電柱へ設置する場合は電柱所有者への手続が必要ですし、防犯カメラを設置するとなれば事業者との相談というように、たくさんの団体、機関への相談、協議がございまして、どうしても時間がかかり煩雑な内容のものもあります。また、町内会におきまして、当該年度は町内会予算の支出をする際には、事前に総会などの会議を開いて執行するというで行っていると思っておりますが、総会は大体3月から4月にかけてピークに行っていらっしゃるという背景があることから、申請状況としては想定より伸び悩んでいる状況かと思っております。ほかに、今年度中の申請は一旦見送って、次年度以降に向けて準備を行うというところが相当数あると考えておりまして、引き続き、事業の紹介や周知を行っていきたいと考えております。

資料の上から、申請済み団体と書いておりますが、こちらは五つの区から合計で九つの町内会の皆様から申請をいただいております。設置場所に関しましては、民有地の設置が18台、道路・公園の設置を考えているところが10台で、合計28台の設置を考えているという状況です。

続きまして、北海道警察と協議を行っている団体は、六つの区から合計13の町内会が検討を進めている状況でして、設置場所についてはまだ把握しておりませんが、台数は36台と確認しているところです。

最後に、設置検討の団体につきましては、7区から16の町内会で進めているという情報をいただいております。具体的な台数やどういうところに設置を考えているかといったところは、まだ確認している段階です。

次に、2番目の申請済み団体の今後のスケジュールということで、予定しているスケジュールを簡単にご紹介しているところです。

6月に申請受け付けを行いまして、8月ごろまでに補助金の交付決定を各団体にお出しして、その後、随時、工事を進めていただくように考えております。最終的には、工事が終わったら必要な資料を添えて、設置報告を上げていただきまして、中身を確認させていただいた後に補助金を交付させていただく流れとなっております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○吉田会長 ただいまのご説明にご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、次第4に移ります。

女性の防犯検討会議開催結果についてですが、これは部会で審議していただいたものですので、山崎部会長からご説明いただければと思います。

○山崎委員 審議会の部会である女性の防犯検討会議の部会長を務めております山崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、私から札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第7条第1項に基づき、部会の開催結果についてご報告いたします。

お手元の資料4、女性の防犯検討会議の開催結果についてをごらんください。

資料の1番に記載しましたとおり、本部会につきましては、昨年8月22日の審議会において設置が承認されました。それ以降、3回の会議を実施しており、前回の審議会においては2回目までの開催結果を報告させていただきました。

第3回目の結果についてご報告したいと思います。

第3回目の部会については、7月23日に開催しており、札幌市内の犯罪情勢、安全で安心な公共空間整備促進事業について説明を受けた後、第2回目に引き続き女性の防犯ハンドブックについての検討を行いました。お手元にあります小さい防犯ハンドブックの検討です。

この審議会でも検討していただいたとおり、ハンドブックにつきましては前回の部会においては、難しい言葉が多くてわかりにくいとか学生にも読んでもらったほうがいいなど、こちらの審議会でも出されたように被害女性が罪悪感を持たないような表現を使ったほうがいい、もし被害に遭ってしまったらどうしたらいいのかということも挿入したほうがいいのではないかという皆さんの意見をいただきましたので、それをもとに検討しました。

内容については、ハンドブック案を見ていただくとわかるのですが、基本的には、性犯罪は厳罰で絶対に許されないということで、性犯罪はあくまでも加害者が悪いのであって、被害女性には何の落ち度もありませんとまず言った上で、被害者が犯罪に遭わないためにどうしたらいいのか、被害に遭わないためにどうしたらいいのだろうかということで、外出時の防犯対策、屋内の防犯対策、住宅の防犯対策、ストーカー被害、DV被害について、防犯グッズやアプリ、性犯罪被害の相談、札幌市内の相談窓口について、このように記載しております。

部会において検討しました結果、部会の中の臨時委員である前野委員は、大学の先生ですけれども、彼女の大学の学生に意見を聞いて、若い人の視点も入れまして、各委員からは、見やすくなった、わかりやすくなりましたという意見がありました。

部会といたしましては、DV被害ページの文言、防犯ブザーの使い方に関する部分等を修正の上、ハンドブック案を審議会へ提出してハンドブックの作成を進めるということで決定しましたので、このことをご報告させていただきたいと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対するご質問はございますか。

会議の経過及び内容についてはただいまご説明いただきました。そして、ハンドブックについても説明いただきましたが、委員の皆様から何かお気づきの点がございましたらご意見をいただきたいと思います。

○和田委員 ハンドブックは大変すばらしく、いろいろ考えられて工夫されてできていると思いますけれども、実際に被害に遭われたときに、どこに連絡をすればいいのか、窓口が非常に多いのです。前回の審議会でもワンストップという話が出ていたと思いますが、今はインターネット時代ですから、電話をかけるというのはどうなのかと私は思うのです。インターネットのメールまたはインターネットのチャット等で相談できる窓口というものがこの中には見えないと思います。

SACRACHではメールの受け付けもしていると思いますけれども、残念ながら、SACRACHは24時間対応ではないので、24時間対応でメールの受け付け、または、軽い相談と言うとおかしいですが、少しだけ聞いてみたいような軽微な相談ができるころがあればいいと思います。これは、私が感じた意見ですので、いろいろなご意見があると思いますけれども、ご検討いただければいいと思います。

○吉田会長 ほかにご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、これからイラストが入るのですね。イラストは、部会として全体会の意見に基づいて事務局で責任を持って進めていただけるということでよろしいですか。

○事務局(西中地域防犯担当主査) 案をもとに業者に委託をしてイラストをつくっていただいて、何点か案をいただいた上で、それをお見せしながら作成を進めていきたいと思っております。

○吉田会長 イラストについては部会長に目を通していただくことはあるのですね。

○事務局(西中地域防犯担当主査) まだ具体的な日程等は決まっていない状況ですが、最終的には部会長にも見ていただきたいと考えております。

○吉田会長 承知しました。

ほかにご質問、ご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、次第5の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰についてです。傍聴者はおられませんので、このまま先に進みます。

(1)平成30年度表彰候補者の選考について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 資料5-1の中身につきまして私からご説明申し上げたいと思います。

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰は平成28年度から実施している事業でございます。中身につきましては、一度、昨年にもご説明をさせていただいていますが、改めて簡単にご紹介できればとおります。

まず、目的として、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に掲げる広報、啓発の一環として行うものとなっております。実際に防犯活動に貢献されている個人や団体の皆様を表彰することによって、市民の皆様の理解促進または地域防犯活動のより一層の拡大、促進を目指すということで行っております。

2番目の表彰の概要ですが、(1)の表彰対象者にアからウまで書いておりますとおり、まずは町内会を初めとした地域で防犯活動を実践していらっしゃる個人または団体の皆様、次に、組織を挙げて防犯活動を推進していらっしゃる事業者、保護司として犯罪や非行を犯した者の改善、厚生を積極的に助けるとともに、犯罪や非行の予防に尽力していらっしゃる方を表彰の対象として進めておまして、(2)にあります表彰の要件に基づき推薦をいただいて選考し、表彰させていただくものとなっております。

今年度の推薦候補者は、さきに郵送にて皆様にお送りしたとおりでして、今年度につきましては、資料5-2及び資料5-3の候補者一覧で紹介しております。防犯部門では個人を4名、団体を6団体、事業者は1社、保護司部門は更生保護活動に従事していただいている皆様の5名を対象に今年度は表彰させていただければと考えておまして、そのためのご意見を皆様から頂戴し、その内容をもとにして今後の手続を進めたいと考えております。

それでは、推薦候補者に関するご意見を皆様から頂戴できればと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉田会長 委員の皆様は既に目を通しておられると思いますが、ご意見やご質問などはございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 当審議会としては、リストに載っている方全員が表彰にふさわしいということを確認することといたします。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、次第5の(2)札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 資料6の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正についてをごらんください。

改正内容ですが、1番の改正条項でご紹介しておりますとおり、第5条にあります候補者の選考という部分を改正したいと考えているところでございます。

概要につきましては、2番で紹介しておりますが、表彰候補者の選考につきましては、現在、要綱の中では札幌市安全で安心なまちづくり等審議会の部会において行うということとしているところでございますが、原則、審議会において候補者の選考を行うという形として、必要がある場合に部会により選考を行うというふうに改正したいと考えております。ですから、部会の形で開くのではなく、原則、審議会の場で、本日のような形で選考することにしたいと考えているという中身です。

改正の理由につきまして3番目で紹介しておりますが、功労者表彰という性質上、候補者の選考につきましては多角的な視点から検討する必要があるということから、できる限り多くの委員の皆様によるご審議が必要ではないかと考えられますので、現状においても、全ての委員の方が集まる審議会を表彰選考部会と位置づけて実施していることから、今後につきましては、原則、審議会の場でもって選考を行うことと改正したいと考えているところでございます。

なお、他の事業との関係や表彰式の日程等によって審議会を開催できない場合が出てくる可能性もございますので、そういった場合にも対応できますよう、表彰専門部会による選考もできる形にしたいというものでございます。

具体的な改正案といたしましては、4番に書かれておりますとおり、下線部分を改めるということになります。改正前の第5条では、「第13条第7項に基づき設置する被表彰者選考部会において」と書かれておりますが、こちらを「第13条第1項に基づき設置する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会において、別に定める選考基準に沿って行う。ただし、必要がある場合は、同条第7項に基づき設置する部会において行うことができる。」という内容に改めたいということでございます。

こちらにつきまして、皆様からご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○吉田会長 現行の規定では、部会で審議するのが原則で、全体会というのは例外になるのですけれども、審議会全体会を原則にするということで、改正の理由については書いてあるとおりです。

ご質問やご意見は何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 これについては、問題ないでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、用意されている審議事項は終わりましたが、全体を通してご意見がございましたら、お願いいいたします。

○異委員 地域につけるカメラの設置についてですけれども、スケジュールを見ると、9月に設置工事が終わって11月の半ばぐらいまでには実績の報告が来ているようなので、

どうしてそこにつけたかの、どのようにつけられているのかという報告を見てみたいと思いました。そういうことをまとめると、各地域の方にも促せるのではないかと思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） ご意見をありがとうございます。

どのようにしてその場所を選んだか、そして、どのようにしてつけているのかといったものを集約してご紹介してはどうかというお話をいただきました。

これにつきましては、設置の報告のときに、設置場所等につきましての資料をいただくことになっておりますので、集約してお示しできるように整えたいと考えております。

○吉田会長 そのほかにご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 ないようですので、本日予定していた議題は全て終了いたしました。

それでは、司会を事務局にお戻しいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（榎地域振興部長） 吉田会長、ありがとうございました。

委員の皆様につきましても、長時間にわたりましてご審議いただきまして、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございます。

次回の審議会につきまして、開催日程は未定でございますけれども、日程が決まりましたら、別途、ご案内をさせていただきたいと思っております。

それでは、これもちまして平成30年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

なお、事前にご案内をしておりますけれども、お配りいたしました資料のうち、表彰の関係の推薦調書は個人情報に記載されておりますので、回収させていただきたいと考えております。事務局職員にお渡しいただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上